

【令和7年度】

那覇市まなびクーポン 利用者募集

▶申込受付期間: 令和7年4月から

令和8年1月31日(土)まで

※窓口申込は1月30日(金)17時まで

▶クーポン利用期限: 令和8年2月28(土)まで

★那覇市では、以下対象児童生徒へ学習塾代等を助成する【那覇市まなびクーポン】を交付します★

対象児童生徒 ※次の要件をすべて満たすこと

- ☑ 那覇市内在住
 - ☑ 小学4年生から中学3年生
 - ☑ 令和6年度から令和7年度の間、
次の【A】～【C】のいずれかの世帯に該当
- 【A】 生活保護受給世帯
- 【B】 就学援助認定世帯 (※対象児童生徒が認定されていること)
- 【C】 児童扶養手当受給世帯

※対象児童生徒が同一世帯に複数いる場合は、人数分の申込が必要になります

クーポン提供額 (年額)

- ・小学生一人あたり: **84,000円**
- ・中学生一人あたり: **120,000円**

ご利用可能な教室

右のQRコードから現在利用できる学習塾、家庭教師、通信教育等が確認できます



利用を希望する学習塾等の登録がない場合、右のQRコードから登録リクエストが可能
(※学習塾側の都合により、登録に至らない場合や、登録に時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。)



利用申込

オンラインまたは書類 いずれかの方法で申込下さい

※申込の際には、下記の添付が必要です

オンライン申込

電子申請(申込)フォーム



必要事項を入力して下さい

書類申込

申請書ダウンロード



下記問合せ先へ郵送または直接窓口へご提出下さい。

① 申込者(保護者)の身分証の写し
(運転免許証、マイナンバーカード(表面)など)

② 対象世帯を確認できる書類

・児童扶養手当受給世帯→受給者証の写し
※有効期限が令和6年10月末または令和7年10月末のいずれか
※児童手当・特別児童扶養手当とは異なります

・生活保護受給世帯、就学援助認定世帯
→原則として、添付は不要です

※但し、こども政策課にて対象世帯を確認できない場合は、別途添付を求める場合があります

※クーポンの利用にあたっては、他の受講者や保護者等を含む第三者に提供、開示、漏えいすることがないように十分に配慮し事業を実施しています。



【那覇市まなびクーポン事業】*クーポン申込に関すること
那覇市 こどもみらい部 こども政策課
〒900-8585
那覇市泉崎1丁目1番1号(市役所本庁舎 3階50番窓口)
[平日] 8時30分~12時、13時~17時
(※土・日・祝日、慰霊の日(6/23)、12/27~1/4を除く)
TEL: 098-861-2110 FAX: 098-917-0106
メール: KM-SEI001@city.naha.lg.jp

【事務局(委託先)】*クーポン利用・教室リクエストに関すること
株式会社 日本旅行沖縄
〒900-0015
那覇市久茂地3丁目21番1号 國場ビルディング2階
[平日] 10時30分~17時30分
(※土・日・祝日、12/27~1/4を除く)
TEL: 098-943-2977 FAX: 098-869-4705
メール: naha_manabi@nta.co.jp

※裏面の「よくある質問」もご覧ください。(R7.4)

よくある質問

【申込みについて】

Q 1 : 申込からクーポンが使えるようになるまでの期間はどのくらいですか？

A 1 : ①申込後、約2週間程度で交付決定した方には、那覇市からクーポン交付決定通知書を郵送します。
(重複申込が判明した方、クーポン対象外の方には、那覇市から電話またはメール等でご連絡いたします。)
②その後、事務局(委託先)より、電子クーポンの利用手順などを記載した「クーポン利用者の手引き」一式を、約1~2週間程度で郵送します。(※手引き一式に、クーポン利用に必要なID・仮パスワードを同封します。)
※郵便事情・天候、その他の理由により、送付物の郵送に時間を要する場合があります。
※申込開始直後(4月~5月)、連休前後、年末年始等は、通常よりお時間を要します。

Q 2 : 昨年度(令和6年度)まなびクーポンを利用しましたが、今年度(令和7年度)も申込は必要ですか？

A 2 : まなびクーポンは年度ごとに交付しておりますので、昨年度ご利用になった方も改めて申込が必要になります。

【クーポン利用について】

Q 1 : いつからいつまでの塾代(受講費等)にクーポンは使えますか？

A 1 : 令和7年4月~令和8年3月分までの塾代(受講費等)としてご利用できます。(※電子クーポンの支払処理は2月28日まで)

Q 2 : クーポンの利用は月額制ですか？まとめて使うこともできますか？

A 2 : クーポン提供額(年額)を一括で交付しますので、下記のような多様な利用が可能です。
① 毎月の月謝代等として利用する
② (夏季・冬季)集中講座等の代金として利用する
③ (クーポン利用対象期間内の)費用をまとめて利用する(※教室側との合意が必要です)
④ (クーポン提供額の範囲で)複数の教室を利用する など

Q 3 : 通いたい塾の受講費等が高く、クーポン提供額を超える場合はどうなりますか？

A 3 : クーポン提供額を超えた分の費用は、自己負担となります。

Q 4 : 支払済みの受講費をクーポンで充当することはできますか？

A 4 : 学習塾によって取扱いが異なりますので、学習塾側と直接ご確認をお願いします。

Q 5 : クーポンをきょうだいで利用することはできますか？

A 5 : クーポンは対象児童生徒1人ごとに交付・利用となりますので、きょうだいで利用することは認めておりません。

Q 6 : クーポンで使える範囲を教えてください

A 6 : クーポンでご利用いただける対象サービスは、下記の表のとおりになります。

対象となる主な教育サービス

項目	利用ができる例
① 科目	国語・算数(数学)・理科・社会・英語・プログラミング
② 初期費用	入会金等、サービスの提供を受けるために必要な費用
③ 受講料・月謝・その他	受講料、月謝、その他サービスの対価として支払う費用
④ 教材・教具・道具	サービスを利用するために必要不可欠な教材・教具で、登録事業者によるその支払いを行うべき費用(ただし、④のみの利用は不可)
⑤ その他	その他、那覇市が必要と認めた費用